

不利益処分の処分基準

処 分 名	許可の取消し	
根拠法令等及び条項	岐阜県使用済金属類営業に関する条例 第8条	
所管部局課室係名	岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 営業係 (TEL：058-271-2424)	
処 分 基 準	関 係 条 項	岐阜県使用済金属類営業に関する条例 第3条第1項、第2項（許可の申請） 第7条第1項（許可の更新） 第4条（許可の基準）
	基 準	<p>岐阜県使用済金属類営業に関する条例第8条各号に該当する場合、以下のように帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。</p> <p>法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が条例第4条第1号から第6号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。</p>
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成25年10月1日設定（ 年 月 日変更）
備 考		